

北九州市転職・就職公式サイト「北九州しごとまるごと情報局」利用規約

第1条 趣旨

本利用規約は、北九州市が運営する北九州市転職・就職公式サイト「北九州しごとまるごと情報局」（以下、「しごまる。」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

第2条 定義

本利用規約における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 利用者

転職希望者・学生等、主に北九州市での転職・就職を希望する者またはその保護者、親族等

(2) 企業

「しごまる。」の構成サイトである「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト（以下、「応援サイト」という。）に登録する企業

(3) 新卒採用情報

第2項の企業が予定する大学生等新規学卒者の採用に関する情報

(4) 求人情報

第2項の企業が掲載する転職希望者等へ向けた求人情報

(5) 就職氷河期世代

概ね1993年から2004年に学校卒業期を迎えた者

(6) 外国人材

北九州市で就職を希望する国内外の外国人学生等

第3条 目的

- (1) 「しごまる。」は、企業への転職・就職を希望する利用者に、利用者の採用を希望する企業の情報等を提供することを目的とする。
- (2) 「しごまる。」に掲載する求人情報を基に利用者が企業への転職・就職を希望する場合には、北九州市が運営する就労支援施設の利用へつなぐこととする。
- (3) 第1項及び第2項に定める目的のために、企業は自社の情報、インターンシップの実施、就職氷河期世代や外国人材の採用希望などの登録、新卒採用情報、転職希望者等へ向けた一般求人情報を登録する。
- (4) 利用者・企業に市主催の就職イベント等の情報を提供する。

第4条 利用者の登録

- (1) 利用者は「しごまる。」の掲載内容による転職・就職情報の収集の利便性向上のため、利用登録を行うことができる。
- (2) 登録にあたり、利用者は自己のメールアドレス、パスワードを設定し、自己の責任において管理を行う。利用者の転職・就職などにより、「しごまる。」の利用が不要となった場合は、利用者本人の責任において登録削除を行う。
- (3) 登録を行った利用者は、転職・就職活動にあたり、閲覧記録の保存、市からのイベ

ント情報の提供を受ける。

第5条 企業の登録

- (1) 「しごまる。」に登録できる企業は、北九州市に事業所を有する、または、今後北九州市内に事業所を設置予定の企業とする。ただし、北九州市都市圏域構成市町、吉富町、下関市に事業所を有する企業のうち、令和2年3月31日時点で「しごまる。」に登録していたものは、その限りではない。
- (2) 登録した企業は、第3条各号に記載する目的を達成するために、自社の企業情報、新卒採用情報、転職希望者等へ向けた求人を登録することとする。なお、転職希望者等へ向けた求人情報の登録を行った企業は、北九州市が別に契約する職業紹介事業者による職業紹介を受けることに同意したものとみなす。
- (3) 第2項の登録については、企業の責任において実施することとする。登録された内容について、明らかに誤りがある場合や法令違反がある場合は、北九州市は自ら、または委託事業者等を通じて、登録された企業情報を削除する。
- (4) 登録した企業は、北九州市が実施する企業を対象としたセミナー、合同会社説明会等のイベントの開催情報、インターンシップの実施や助成制度等の情報提供を受ける。

第6条 個人・法人情報の管理等

- (1) 北九州市は利用者並びに企業の登録内容について、北九州市個人情報保護条例をはじめ関係法令を基に適切に管理する。
- (2) 北九州市は登録された情報を、「しごまる。」の運営、及び北九州市が実施する雇用施策の基礎資料として利用する。
- (3) 北九州市は、登録内容の確認を適時行い、一定期間登録がない場合などは利用意思の確認を行う。北九州市からの確認に回答がない場合は、その登録内容の削除を行うことができる。
- (4) 登録された情報の確認について、北九州市は別に契約により個人・法人情報の保護を義務付けた民間事業者に委託する場合がある。

第7条 求人情報への応募・職業紹介の実施

- (1) 利用者のうち、転職希望者等が「しごまる。」に掲載する求人情報へ応募を希望する場合、その利用者の登録情報に基づき、北九州市が運営する就労支援窓口等へつなぎ、職業紹介を実施する。
- (2) 北九州市が運営する就労支援及び求人取扱い窓口等は以下のとおりとする。

【市内・近郊在住者向け】

- ・若者ワークプラザ北九州
- ・高齢者就業支援センター

【市外（近郊除く）・県外在住者向け】

- ・北九州市U・Iターン応援オフィス

- (3) 求人への応募については、各施設等でのカウンセリングなど所定の手続きによる。
- (4) 各施設での職業紹介の実施にあたり、転職希望者等は職務経歴など追加情報の登録を行う。
- (5) 職業紹介の対象となる求人の就業場所は、北九州市内の事業所又は北九州市内に事業所の設置を予定しているものに限る。ただし、テレワークにより就業場所不問とする場合はこの限りではない。
- (6) 「しごまる。」を経て職業紹介の実施に至る場合、北九州市が別に委託する民間の有料職業紹介事業者による職業紹介権を活用することから、取扱職業の範囲は職業安定法第32条の11に基づき、港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業を除く。
- (7) 企業が掲載する求人について、雇用対策法に基づき、年齢制限は禁止する。ただし、合理的な理由がある場合、厚生労働省令で定められた事由に該当する場合、就職氷河期世代を対象にする場合などは、その限りではない。

第8条 禁止事項

本サイトの利用にあたり、下記(1)～(6)までの行為を禁止する。

- (1) 意図的に虚偽の情報を登録する行為
- (2) 著作権、商標権、プライバシー権等他人の権利を侵害する行為
- (3) 個人や企業(団体)を誹謗中傷する行為
- (4) 職業安定法等の法令、公序良俗に反するかもしくはそのおそれのある行為
- (5) 「しごまる。」を利用しての営利を目的とした情報提供等の行為
- (6) 「しごまる。」の運営を妨げる行為、または北九州市の信頼を毀損する行為

第9条 規約違反行為への対応及び暴力団関与の場合の利用登録取消

- (1) 違反行為等への対応

前項の禁止事項への抵触や本規約に違反する企業の利用登録が判明した場合、管理者の権限に基づき利用登録を取り消す。また、登録された企業情報や求人・採用情報が法令等に違反する場合には、警察等の所管官庁へ通報を行う。

- (2) 暴力団関与の場合の利用登録取消次の事項に該当するときは、利用登録を取り消す。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団。(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)

イ 暴力団員

暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員。(暴力団の構成員)

ウ 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する次に掲げる者。

(ア) 暴力団員が事業主または役員となっている事業者

(イ) 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその

運営を支配する事業者

- (ウ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む）
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
- (オ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (カ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

第10条 運営管理・免責事項

- (1) 「しごまる。」に掲載する企業、新卒採用、求人情報等は、企業がその責任において入力したものを公表することとし、北九州市はその内容について一切の責任を負わない。
- (2) 「しごまる。」に登録された情報の保護について、北九州市において十分配慮を行うが、不可抗力によるデータの消失・流失等については、その責任を負わない。
- (3) 「しごまる。」は、常時のサービス提供を原則とする。

ただし、運営管理に必要なサーバーメンテナンス、不可抗力によるサーバーの稼働に重大な支障が生じた場合等、一時的にサービス提供を中断することがある。なお、これにより生じた損害については、北九州市では責任を負わない。

第11条 規約の改正

- (1) 北九州市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約の改正を行うことができる。
- (2) 規約の改正を行った際は、「しごまる。」上で公表し、公表後2週間が経過した時点で、全ての登録企業が同意したものとみなす。

第12条 運営管理上の問合せ先等

「しごまる。」の運営管理については、北九州市産業経済局雇用政策課が所管する。

(付則)

本規約は令和2年4月1日より施行する。

改訂：令和3年7月19日